**指定給水装置工事事業者のみなさまへ**

飯塚市企業局から大切なお知らせ

**２０１９年１０月１日から**

**指定給水装置工事事業者は**

**５年ごとの更新が必要になります**

　指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、『水道法の一部を改正する法律』が、

2019年10月1日に施行されました。これに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が

従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、

初回の更新までの有効期限が異なります。(下記参照)

**初回の更新が近づきましたら、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、ダイレクトメールにて通知をします。**

**なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期限 |
| H10.4.1～H11.3.31 | 改正法施行日の前日から１年：2020年9月29日まで |
| H11.4.1～H15.3.31 | 〃　　　　　　　　２年：2021年9月29日まで |
| H15.4.1～H19.3.31 | 〃　　　　　　　　３年：2022年9月29日まで |
| H19.4.1～H25.3.31 | 〃　　　　　　　　４年：2023年9月29日まで |
| H25.4.1～R1.9.30 | 〃　　　　　　　　５年：2024年9月29日まで |

※期間内に更新申請されなければ、**失効**となりますのでご注意ください。

**◇問合せ先◇企業管理課　TEL：0948-22-0380（内2251）**

**●指定更新の要件は新規申請と同様となります**

**①給水装置主任技術者の選任**

**②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数**

**③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者**

※水道法第25条の3(指定の基準)を準用

**●更新申請に必要な書類**

**①指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１）**

**②誓約書（様式第２）**

**③機械器具調書**

**④給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第３）**

**⑤選任する主任技術者の確認書類(免状又は**

**技術者証等の写し)**

**⑥定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）**

**●指定更新手数料**

**１件につき　２，０００円**

**●指定更新申請時に確認を行います（参考）**

**①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績**

**②指定給水装置工事事業者の業務内容**

**（営業時間、漏水修繕、対応工事等）**

**③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況**

**④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況**